

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第4 議案第10号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の交付により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準が一部改正されたため、町条例においても所要の改正をしたので、開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

議案を朗読いたします。

議案第10号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年3月6日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、本条例の概要について御説明させていただきます。

先程は指定地域密着型サービスの基準でございましたが、こちらは指定地域密着型の介護予防サービスの基準の改正となります。先程と同様、地域包括ケアシステム強化法の施行によりまして、このうちの介護保険法が改正されまして平成30年4月1日からの介護医療院の創設、このこと等に伴いまして国の基準が一部改正され、それを受けて開成町の基準を一部改正するものでございます。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

開成町条例第 号。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年開成町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

表をご覧ください、右が改正前、左が改正後でございます。

第5条になりますけれども、指定介護予防認知症対応型通所介護を行う事業所として、先程も申しあげた介護医療院を追加しているものでございます。

下の第9条でございます。2ページをご覧くださいまして、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護、こちらのサービスの普及促進を図る観点から利用定員を見直しているものでございます。共用型指定介護予防認知症対応型通所介護でございますが、認知症の方たちが生活介助を受けながら共同生活をしているグループホーム等の居間や特別養護老人ホームなどでデイサービスを受けるものでございまして、このうちユニット型の地域密着特別養護老人ホーム、そちらの利用定員数について、これまで1施設あたり3人以下であったものが1ユニットあたり、ユニットに住まわれている入居者と合わせて12人以下ということで見直されたことによる改正でございます。

次の第44条第6項、3ページに移っていただいて第45条第3項、4ページに移っていただいて第46条、第60条第3項、第72条第2項、第73条は、いずれも新たな介護医療院を追加させていただいたものでございます。

5ページにとんでいただきまして、第78条第3項でございますが、こちら先程同様、身体的拘束等の適正化を図る観点からの基準改正でございまして、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施を追加させていただいているものでございます。

一番下の第83条第3項でございますが、介護医療院を追加しているものでございます。

6ページでございます。

附則となります。この条例は、平成30年4月1日から施行いたします。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。質疑はございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ないようですので、続いて討論を行います。

討論のある方は、いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第10号 開成町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決いたしました。